

日本共産党さいたま市議会議員団

「2021年度市政運営及び予算編成に関する要望書」
についての回答

令和3年1月

さいたま市

【1】財政運営について

1. 不要不急の開発計画、浦和駅西口南高砂地区、大宮駅周辺地域戦略ビジョン、ウイングシティ構想、武蔵浦和駅周辺再開発、またそれに関連する大型道路、都市計画道路などの大型公共事業の計画の見直し、中止をはかること。

(回答) 都市総務課

都心・副都心の開発計画については、総合振興計画の基本的な方向性の1つとして、にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心を形成することが位置付けられていること、また、今後の人口減少・高齢化社会においては、都市機能の集約化が重要となっていることから、重点的に整備を進めてまいります。整備に当たっては地域特性を踏まえながら、必要最低限のコストで事業推進が可能となるよう努めてまいります。

2. 公共施設マネジメント計画は、市民が求める公共サービスの充実を図れなくなることから、撤回すること。

(回答) 資産経営課

公共施設マネジメント計画については、令和2年度中に策定予定の第2次アクションプランに基づいて、引き続き公共施設の効果的かつ効率的な管理運営を推進してまいります。

- ・公共施設マネジメント推進事業 9,953千円
- ・公共施設マネジメント基金積立金 502,091千円

3. PPP/PFI は公共施設建設および管理運営において様々な問題を生み出している。そのため、公共施設整備にあたって一定額以上の契約を条件に PPP/PFI 導入を検討することはやめ、直営を基本にする方向に改めること。

(回答) 行財政改革推進部

本市を取り巻く厳しい社会・経済状況の中、民間の資金や技術力等を活用し、より少ない財政負担で、より良い公共サービスを提供する必要があることから、今後もPPP/PFIの活用を図ってまいります。

4. 財政調整基金や都市開発基金などは、当面、市民負担の軽減や市民が切実に求めている事業の財源とすること。

(回答) 財政課

各種基金については、それぞれの目的を達成するために、積立てとその活用を図っております。

5. 手数料・使用料への消費税転嫁をやめること。

(回答) 財政課

市民負担の適正化を図るとともに、市民間の公平性を確保してまいります。

6. 本庁及び各区の人員削減をやめ、正規職員の増員を図り、異常な長時間残業を解消すること。及び、専門的研修の場を保障し、職員の専門性の向上をはかること。

(回答) 人事課、人材育成課

引き続き、総人件費の抑制に配慮しつつ、業務量に応じた適正な職員数の確保に努めてまいります。

また、職員の専門性を高めるための研修実施を推進してまいります。

7. 債権回収事業は市民の生活実態を考慮し、生活再建につなげることを重視すること。また納税相談において相談者の希望があれば、帯同者の同席を認めること。

(回答) 収納対策課

債権回収については、納税者の生活状況・収入状況等を総合的に勘案するとともに、法令に基づき適正に実施してまいります。

また、生活困窮の滞納者を支援する観点から、各区役所に設置しております「さいたま市生活自立・仕事相談センター」等の利用について、ご案内をするなど納税者の状況に即した適切な対応に努めてまいります。

さらに、これまでも納税相談の際には、納税者が希望する場合、滞納の原因や財産状況、収支状況及び生活状況等、滞納者の実情を把握するため、帯同者の同席を認め、話を十分に聞かせていただいております。しかし、相談の中で、調査等により職員が職務上知り得た、納税者の勤務先や取引先の情報などに触れざるを得ない場合には、職員の守秘義務違反にならないよう、帯同者には席をはずしていただくこととしています。

引き続き、納税者のプライバシー保護に十分に留意しながら事務を進めてまいります。

・収納対策事業 272,821千円

8. 市税延滞金については、規則に則り、納税者の最低限の生活に支障がないように、免除・減額を適正に実施すること。

(回答) 収納対策課

市税延滞金の減免については、市税条例施行規則に基づき、納税者の実情を把握しつつ、適正に対応してまいります。

【2】新型コロナウイルス感染症対策の徹底

1. 市民の命と健康を守る体制構築について

① 医師会と連携し、発熱外来を設置すること。

(回答) 地域医療課、保健総務課

発熱患者等については、埼玉県が、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療を行い、必要な検査を行う医療機関を「埼玉県指定診療・検査医療機関」として指定しております。本市としても、発熱患者等が地域において適切に受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備できるよう、引き続き県と連携してまいります。

今後も市内医療機関と新型コロナウイルス感染症の検査に係る契約締結を進め、検査体制の拡充を進めてまいります。

② 保健所・保健センターの人員を抜本的に増やすこと。

(回答) 人事課、保健総務課

市民の健康を守る拠点である保健所・保健センターの役割を果たすためには、医師や保健師等の専門職および行政職を適正に配置する必要があります。平時より、保健所及び保健センターの連携を強化するとともに、特に、健康危機管理事案発生時に、速やかに応援体制を構築し、機能を最大限に発揮できるよう、引き続き体制整備を図りつつ、柔軟な組織運営に努めてまいります。

③ 感染拡大を抑えるためにも検査体制と医療体制の拡充にいっそう注力すること。軽症者の隔離施設も県と連携してさらに確保すること。その際、国も含めた公的施設の活用も検討すること。

(回答) 地域医療課、保健総務課

検査体制については、医師会や医療機関と連携し、令和2年度において293件（令和3年1月15日現在）の医療機関等で検査実施が可能な体制を構築しました。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染状況や国等の動向を踏まえ、適切な検査体制を構築してまいります。

医療体制の拡充については、医療機関における新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保及び重症・中等症患者の受け入れに対する補助制度を令和2年度に創設しました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の動向を見ながら、補助金を交付してまいります。

また、軽症者の隔離施設の確保については、県内の入院患者数や流行状況に応じて、施設の確保等について検討してまいります。

・感染症予防事業（一部） 731,460千円

- ④ 医療・福祉等、市民の命と生活を支える施設でのマスク・消毒液等の物資が途切れることのないよう、現物支給を継続すること。

(回答) 健康増進課

これまで感染防止対策のため、市内の医療機関や介護施設等にマスクや手指消毒用エタノール等を配布してまいりました。今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や市場での物資の供給状況を踏まえ、必要な支援について検討してまいります。

- ⑤ 認可保育所などの各種福祉施設や学校・幼稚園などの教育施設、また医療的ケアを要する施設、重度障害児者の施設等において感染者（陽性者）が出た場合は、濃厚接触に関する判定の如何にかかわらず、感染者に関わった職員、利用者、関係者を広く PCR 検査の対象とすること。あわせてこれらの施設に勤務する職員、出入り業者への定期的な PCR 検査等を行うことでリスクを低減させること。

(回答) 障害支援課、高齢福祉課、介護保険課、疾病予防対策課

障害福祉サービス事業所や介護施設の職員等に対しての定期的な PCR 検査の実施については、現在のところ行う予定はありませんが、学校、福祉施設、医療施設等で陽性者が発生した場合については、濃厚接触者に限らずその他の関係者に対しても、国の統一的な基準に従い、必要な検査を実施しております。

なお、入所系高齢者施設の新規入所者及び職員等が受ける PCR 検査の費用に対する補助を、令和 2 年 1 2 月から実施しており、令和 3 年度においても、引き続き事業を実施してまいります。

・老人福祉執行管理事業（高齢者施設 PCR 検査補助事業） 304,953 千円

- ⑥ さいたま市立病院の旧病棟の活用について、予算措置も含めて県に強く働きかけること。

(回答) 地域医療課、病院施設管理課

さいたま市立病院の旧病棟の活用については、発熱者への対応として、旧病棟を活用した発熱外来を実施いたしました。

- ⑦ 感染が持続的に集積している地域（感染震源地＝エピセンター）を明確にしてその地域の住民に開示するとともに、地域の住民及び事業所の在勤者の全体に対して PCR 検査を実施すること。

(回答) 保健総務課、疾病予防対策課

PCR 検査の実施と住民への情報開示については、引き続き、国の統一的な基準に従い必要な検査を実施するとともに、感染の防止に必要な疫学情報等については、市ホームページや広報等により、広く市民に対し周知啓発を実施してまいります。

⑧ 自費で PCR 検査を受けた市民に対して、検査費用の補助を行うこと。

(回答) 疾病予防対策課

診察した医師の医学的判断により実施した検査については、引き続き、国の統一
的な基準に従い、その検査費用を公費で負担してまいります。

⑨ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に対応するため、イン
フルエンザワクチンの供給量を確保すること。また 18 歳未満の子どものイン
フルエンザ予防接種の費用を無料にすること。

(回答) 疾病予防対策課

インフルエンザ定期予防接種については、各実施医療機関がワクチンを確保し
実施することとしています。また、18 歳未満の子どもにおいては、法に基づく予
防接種の対象から除外され、任意予防接種となっていることから、助成は行って
おりません。小児に対するインフルエンザの予防接種のあり方について、引き続き
国等での議論の動向を注視してまいります。

2. 市民のくらしと営業を支える対応について

① 小規模企業者・個人事業主への直接的な経済支援を再度実施すること（減税、
家賃補助、現金給付等）。

(回答) 経済政策課

国や県等の動向を踏まえつつ、市内経済状況を注視してまいります。

② 税・保険料・公共料金等の納付や市奨学金返還において困難が生じている市民
に対し、4 月 1 日付総務省自治税務局企画課通知の内容を、徴収に係るす
べての職員に徹底し、猶予等の柔軟な対応をすること。

(回答) 収納対策課

市税等の納付が困難な市民への対応については、4 月 1 日付総務省自治税務局
企画課長通知に基づき、適切に対応するよう所管へ周知を図りました。
引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生に起因した納税相談を受けた場合は、
徴収猶予の適用について、迅速かつ柔軟に対応してまいります。

③ 国民健康保険税の減免規定において新型コロナウイルス感染症の影響による
収入減を災害と同等とみなしたことを加入者に周知徹底すること。また、減免
決定をすみやかに行うこと。

(回答) 国民健康保険課

令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減を災害
と同等と認識しており、令和 2 年度に送付している納税通知書にはすべて減免の
お知らせを同封し周知を徹底しております。また、減免申請はすみやかに決定を行
っております。

令和3年度について、国からの支援予定がないため、新型コロナウイルス感染症の影響による減免を実施する予定はありません。そのため、通常の所得減少減免で対応してまいります。

④ 市民生活・地域経済の急速な悪化に鑑み、本市の独自支援として水道料金及び学校給食費の値下げ等、市民負担の引き下げを行うこと。

(回答) 水道財務課

今後、水道施設の更新・改良、耐震化などに多額の費用が見込まれており、安定的な財政運営が求められていることから、水道料金の引下げは予定しておりません。

(回答) 健康教育課

学校給食法及び同法施行令の規定により、食材の購入費は保護者の方に負担していただいておりますが、その他給食の実施にかかる経費については、本市が負担しております。このため給食費の値下げについては考えておりません。

⑤ 市が関与する融資事業において税の完納を条件とすることなく、金融機関に対して速やかな融資の実行を要請すること。

(回答) 経済政策課

市が関与する融資事業については、税の完納が必須条件となりますが、新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業者に迅速に融資を実施できるよう、利率や返済期間等の条件等を緩和しました。引き続き、コロナ禍の経済情勢を注視しながら融資制度の適切な実施に努めてまいります。

- ・ 中小企業資金融資事業 39,802,449千円の内数

(回答) 住宅政策課

市が関与する融資事業については、税の完納が必須条件となりますが、浸水住宅改良資金融資の迅速な実施に努めてまいります。

- ・ 浸水住宅改良資金貸付事業 760千円

3. 子どもにかかわる対応について

① 感染症流行のもとでも、「子どもの権利条約」に則った対応を行うこと。

(回答) 子育て支援政策課

新型コロナウイルス感染症への対応を図りながら、「子どもの権利」が守られるよう、各子育て支援施策について取り組んでいきます。

(回答) 教育政策室

社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確にとらえながら、子どもの権利条約の精神を踏まえ、児童生徒の人権を尊重し、一人ひとりを大切にしたい対応を行ってまいります。

- ② 万が一、新型コロナウイルス感染症の再流行に伴って学校が一斉休校となった場合、放課後児童クラブや学校で預かる児童に対して給食施設を活用した昼食の提供を行うこと。

(回答) 健康教育課・青少年育成課

喫食予定児童数の事前把握や食材発注数量の変更、アレルギー対応、食材費の精算方法等、一斉休校実施時の給食提供にかかる課題について研究してまいります。

- ③ 社会的距離の確保のため、1 クラス 30 人以下の少人数学級を早急に実施すること。また、そのための教員の確保に努めること。

(回答) 教職員人事課、学校施設課

義務標準法の改正により小学校において、学年ごとに段階的に 35 人学級を実施することとしており、適切に人事配置や教室整備を行ってまいります。

また、よりきめ細かな指導等を図っていくため、引き続き、学級編制の標準の引下げに対応するための教職員定数や必要な環境整備に係る予算の確保について国に要望してまいります。

- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響で不登校となった児童生徒へのケアを充実させ、学校以外の学びの場へ通う場合の経済的負担を軽減すること。

(回答) 学事課、総合教育相談室

不登校となった児童生徒や保護者の相談については、引き続き丁寧な対応を行っていくほか、学齢児童生徒の教育費の経済的負担の軽減については、国等の動向を注視しつつ現行の就学援助制度を適正に運用してまいります。

・教育相談推進事業 598, 178 千円の内数

- ⑤ インターネット環境のない世帯に向けての Wi-Fi 貸出で生じる通信費については、保護者の自己負担ではなく市が負担すること。

(回答) 教育研究所、学事課

インターネット環境のない世帯に向けて、貸出し可能な Wi-Fi ルータを調達しております。

なお、各家庭の通信費の負担については、経済的に困難な就学援助世帯に対する負担の軽減策を実施してまいります。

・小学校教育扶助事業 (一部) 65, 772 千円

- ⑥ コロナ対策で増員されたスクールサポートスタッフを引き続き各校に配置し、拡充すること。

(回答) 教職員人事課

スクール・サポート・スタッフについては、教員の負担軽減を進めるため、学校の実態を考慮しながら、引き続き配置してまいります。

- ・ 小学校管理運営事業（教職員人事課）（一部） 5,803千円

4. 青年・学生にかかわる対応について

① 市の奨学金制度の貸与人数の拡大および要件緩和を行うこと。

（回答）学事課

本市奨学金制度の貸与人数については、平成29年度以降、所得要件を満たす方には全員貸付決定を行っており、適正に対応してきたところです。また、要件緩和については、令和元年度に入学準備金と奨学金の併用について、学校区分が異なる場合には認める改正を行ったところであり、引き続き利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

- ・ 入学準備金・奨学金貸付等事業（一部） 66,392千円

② 支援として、市の臨時職員への学生の雇用を行うこと。

（回答）人事課

支援を目的とした学生の雇用は行っておりませんが、非常勤職員である会計年度任用職員の募集に当たっては、一般的に学生であっても応募が可能となっております。

学業を本分とする学生が平日の日中の業務が中心となる市役所に継続して勤務できるのかというような課題もありますので、勤務条件の見直しなど他市の事例等も参考にしながら、検討してまいります。

③ 学生の実態を把握し、相談窓口を開設すること。

（回答）都市経営戦略部

学生の実態を把握し、相談窓口を開設することについては、市においても様々な生活相談窓口を実施しており、また国においても、学生へ様々な支援策を行っておりますので、現在のところは検討してはおりません。

④ 経済的に困窮している学生への支援を行うこと。

（回答）都市経営戦略部

経済的に困窮している学生への支援については、国においても、学生へ様々な支援策を行っているところであり、また本市から国へ要望を実施しており、今後も国の動向を注視してまいります。

5. 公共施設の利用について

① 利用人数の上限を定数の半数にしていることから施設使用料（会場費）を半額に減免すること。

（回答）コミュニティ推進課、スポーツ振興課、文化振興課

施設使用料（会場費）を半額に減免することについては、施設使用料は利用可能

人数に対する料金ではなく、一定時間部屋を占有することに対する料金であるため、使用料を軽減する予定はありません。

(回答) 管理課、青少年宇宙科学館

施設使用料(会場費)を半額に減免することについては、利用料金は施設規模や利用時間により定めており、個人でも利用できることから、利用人数による減免等は想定しておりません。

② 参加者名簿の扱いについて、個人情報保護の観点から、イベント終了後に参加者名簿の提出を求めることはやめること。

(回答) コミュニティ推進課、人権政策・男女共同参画課

イベント終了後に参加者名簿の提出を求めることについては、コミュニティセンターでは参加者名簿の提出を求めておりません。三つ和会館では、参加者名簿の提出を求めていたところですが、令和2年8月に運用を見直し、現在は提出を求めておりません。

(回答) スポーツ振興課

スポーツ施設では、イベントの際に主催者から個人情報の入った参加者名簿の提出を求めていません。

(回答) 文化振興課

文化施設では、イベントの際に主催者から個人情報の入った参加者名簿の提出を求めていません。

(回答) 生涯学習総合センター

公民館では、イベント終了後に参加者名簿の提出を求めることはありません。

6. 複合災害の備えを強化することについて

① 避難所において感染症対策に万全を期すことができるよう、物資の備蓄をすすめること。

(回答) 防災課

避難所における感染症対策用の物資の備蓄については、令和2年7月補正予算にて新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備蓄品を購入しました。

② 分散型避難を想定した対応など、各地の豪雨災害の経験を生かした対策を進めること。

(回答) 防災課

自身と自宅の安全が確保できるのであれば在宅避難、自宅が危険な場合でも、安全な親せき宅や知人宅への避難など、指定避難所以外の避難先を選択肢とするよう分散避難について、ホームページなどを通じて周知してまいります。

7. 社会インフラを支えるための保育所・学童保育への支援

① コロナ禍において開設を求められた保育所や学童保育への支援を強化すること。

(回答) 青少年育成課

国の補助制度を活用しながら、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症の防止対策に必要な備品等の購入支援を検討してまいります。

(回答) 保育課

国の補助制度を活用しながら、保育所等における新型コロナウイルス感染症の防止対策に必要な備品等の購入支援を検討してまいります。

② 保育所や学童保育で働く職員の給与が事業主によって減額されることのないよう、市として徹底的に指導すること。

(回答) 青少年育成課

放課後児童クラブの運営事業者に対しては、委託契約に基づく適正な事業の実施について、指導してまいります。

(回答) 保育課

職員の給与については、不適切な減額がされることのないよう、施設に対して指導してまいります。

【3】地域産業を振興し、中小商工業者の営業をまもる施策の充実

1. 地元中小企業を守るための不況対策について

(1) 融資制度の改善について

- ① 既存の制度について、既貸付分をふくめ、期間の延長、返済猶予、特別利子補給、保証料の助成などの緊急措置をとるとともに申請から実行までの期間の短縮を図ること。

(回答) 経済政策課

中小企業に対する資金融資については、新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業者に迅速に融資を実施できるよう、利率や返済期間等の条件等を緩和しました。引き続き、コロナ禍の経済情勢を注視しながら融資制度の適切な実施に努めてまいります。

・中小企業資金融資事業 39,802,449千円の内数

(2) 仕事確保のための対策について

- ① 住宅リフォーム助成制度を創設すること。

(回答) 経済政策課

本市における住宅リフォームに係る既存の助成制度としては、地震災害に強いまちづくりを推進するための耐震補強工事等に係る補助、高齢者や障害者の住環境改善のための住宅改修工事等に係る補助、環境への配慮を目的とした設備設置に係る補助など、政策目的を明確にし、実施しております。

また、本市は、首都圏に位置する大都市の一つであり、大小含め多種多様な業種の事業所が立地し、市内外における様々な活動により経済が循環しております。こうした産業構造等の特性を踏まえると、助成制度の導入については、他の地域に比べて地域内での効果が限定的であると考えており、地域経済活性化という視点から住宅リフォーム助成制度を創設することについては考えておりません。

(回答) 住宅政策課

本市では政策目的に応じた住宅リフォーム助成を実施しており、対象を限定しない住宅リフォーム助成制度の創設は考えておりません。

【4】農業と地場産業の振興

1. 生産緑地法について、農業経営者、農協、市民の意見を充分取り入れ、実態に即した対策を行うことについて

- (1) 生産緑地の規模要件に満たない農地でも、営農意欲と意志のある農家にはさいたま市独自で緑地補助金制度を設けるなど負担軽減措置をとること。

(回答) 農業政策課

小規模農地への負担軽減については、他市の動向を注視してまいります。

(回答) みどり推進課

生産緑地は将来の公共用地としての活用の側面もあることから、条例により緩

和した面積要件を満たす農地に対して、法令に基づき生産緑地に指定し、税負担緩和等の措置を講じてまいります。

【5】安全・良質・安価な水道の供給

1. 水道事業会計は毎年多額の利益をあげているため、水道料金を引き下げることに。

(回答) 水道財務課

純利益は、水道施設の更新・改良、耐震化などの財源に充てられており、今後増大する水道施設の整備事業に必要となるため、水道料金の引下げは予定しておりません。

【6】勤労者福祉と雇用対策の充実

1. 中・高齢者、女性のための市独自の職業訓練施設の設置と雇用促進をはかること。

(回答) 労働政策課

職業訓練施設については、市内には独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する「職業能力開発促進センター」と県が設置する「職業能力開発センター」があるため、市独自に新たな設置は考えておりませんが、中・高齢者と女性を対象とした、座学研修と市内中小企業等における就業体験を組み合わせた支援の実施等を通じて雇用促進を図ってまいります。

・雇用対策推進事業 67,563千円の内数

【7】若者への支援

1. 3ヶ所目の若者自立支援ルームの開設を目指すこと。また、市民にその役割を周知すること。他機関、他部署と相互連携できるように、庁内、各区役所関連施設等に周知すること。

(回答) 青少年育成課

3ヶ所目の若者自立支援ルームの開設を目指すことについては、令和2年度より新たに南浦和に2ヶ所目の若者自立支援ルームを開設し、事業をスタートさせたところであることから、今後の利用者数等を勘案し、施設整備の必要性を検討してまいります。

また、「さいたま市子ども・若者支援ネットワーク」にて、他機関、他部署と相互連携するなど、引き続き広く周知を行ってまいります。

【8】消費者行政の充実

1. 消費生活総合センター及び浦和・岩槻消費生活センターの職員増員を図り、受付時間を延ばすこと。相談業務にあたる職員の研修を充実させること。

(回答) 消費生活総合センター

職員増員を図り、受付時間を延ばすことについては、平成22年度に1名相談員を増員し、日曜電話相談を開始しております。

また、本市消費生活総合センターは県内で唯一日曜電話相談を受付けており、月曜から土曜の相談受付時間も県内最長となっております。

研修の充実につきましては、市主催の事例研究会のほか、国民生活センター主催の研修、並びに埼玉県主催の研修に参加しています。

今後も、消費者相談の多様化・複雑化による相談員の資質の向上を図ってまいります。

・消費者行政推進事業 77,565千円の内数

【9】「さいたま市平和都市宣言」をいかした平和行政の推進

1. 「さいたま市平和都市宣言」に基づき平和行政の推進をはかること。

(1) 「平和に関する行事」の後援に関する要綱に基づいた確認書は撤回すること。

(回答) 総務課

「さいたま市平和に関する行事の後援等名義使用承認事務取扱要領」の申請書添付書類の「確認書」は、「市が後援できない場合」を例示することによって申請者と市との見解の相違を解消し、相互理解を深めて円滑に事務手続きを進めるために作成したものであって、後援のための要件については従前と変わりはありません。

2. 自衛隊について

(1) 自衛官募集のための住民基本台帳の名簿提供には、今後も協力しないこと。

(回答) 市民生活安全課

自衛官募集のための住民基本台帳の名簿提供については、以前より住民基本台帳法第11条第1項に基づいて住民基本台帳の一部の写しの閲覧で対応しております。

【10】地方自治権を拡充し、清潔・公正・市民に開かれた市政へ

1. 情報公開と市民参加について

(1) 情報公開条例は、市民の知る権利を保障し充実すること。政策決定過程を含めた行政情報を広く公開し、意見を聴取すること。

(回答) 広聴課、行政透明推進課

情報公開条例については、「市民の知る権利の保障」が目的に明記されており、今後もその運用において開示請求者の利便の向上を図ります。

また、全庁統一的な情報提供や会議の公開など、更なる総合的な情報公開の推進に努めてまいります。

意見を聴取することについては、引き続き、市長への提案制度「わたしの提案」、タウンミーティング、パブリック・コメントなど各種広聴事業を実施して市民意見を聴取してまいります。

・広聴事業 42,479千円

【11】憲法と「子どもの権利条約」を生かした教育の推進

1. 憲法の精神を尊重した民主的教育をすすめることについて

(1) 教育委員会の運営は市民に開かれたものとし、議事録の公開を一層早めること。また、ホームページへの情報公開を増やすこと。

(回答) 教育総務課

教育委員会の運営については、教育委員会会議によって決定しており、その会議は、法律や市教育委員会規則に基づき原則として公開しております。引き続き、市ホームページへ、会議開催予定日の適切な情報提供に努めるとともに、その議事録や会議資料について可能な限り速やかに公表してまいります。

情報公開については、これまでも各種教育施策について、市ホームページへの掲載や、記者発表などを通じ積極的に公開してきたところでございますが、さらにわかりやすく丁寧な情報の公開に努めてまいります。

(2) 「さいたま市学習状況調査」や民間学力テストは、全国、県とあわせてテストが過多になっているため、中止を含めて見直すこと。

(回答) 指導1課

英語効果測定については、授業改善を目的に実施しております。客観的な指標に基づき、児童生徒の学力を測ることを通して、教員の指導力向上等に役立てております。

(回答) 教育研究所

「さいたま市学習状況調査」は、児童生徒一人ひとりの生活習慣や学習状況等の改善に役立てる目的で実施しております。

本調査は、小学3年生から中学3年生まで調査を実施することで、より継続的・多面的に児童生徒の学習状況等を把握しております。

また、本市独自の調査ではありますが、全国学力・学習状況調査と同様に、実施要領や調査の目的に則り、調査や分析の結果を分かりやすく示しつつ、学校における教育指導の充実や家庭、地域との連携・協力に役立てております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた児童生徒の学習の補充は令和2年度だけではなく、令和3年度においても継続して行われるものと考えております。このことを鑑み、令和3年度さいたま市学習状況調査は令和2年度と同様な形で実施し、児童生徒の学習や生活状況の把握を行い、各学校における教育指導の充実に役立ててまいります。

・教育研究所管理運営事業（さいたま市学習状況調査事業） 10,088千円

2. 教職員の業務軽減と健康管理の充実をはかり、児童生徒一人ひとりに行き届いた教育を保障することについて

(1) 教員と子どもの多忙化に拍車をかける年間授業日数205日以上を見直すこと。

(回答) 指導1課

学校生活にゆとりを確保し、教育活動の充実を図るために、年間の授業日数を205日以上としております。

(2) グローバルスタディ科は、教員の負担を軽減するため小学校低学年では中止すること。

(回答) 指導1課

「グローバル・スタディ」については、授業の進め方や評価についての教師用指導資料を各学校に配布し、円滑に指導が実施されるように努めているところです。また、本市独自作成の低学年向け映像教材を各校に配付するなど、教員の負担軽減に努めております。

本教科は、9年間の一貫した指導の中で、小学校低学年においても児童の発達段階や実態に合わせた指導が各学校で充実してきており、授業の質も向上しております。引き続き、外国語指導助手等の配置を行い、各学校での「グローバル・スタディ」の実施状況を把握し、訪問指導や研修等で教員を支援してまいります。

・英語教育充実推進事業 669,356千円

3. 教育環境の整備と父母負担の軽減をはかることについて

(1) 就学援助制度の適用範囲を広げること。また、支給対象費目を拡大すること。

(回答) 学事課

就学援助制度の適用範囲については、所得認定の際は引下げ前の生活保護基準を準用することで対象者の減少につながらないように努めるとともに、支援を必要とする方が確実に援助を受けられるよう適正な運用を行ってまいります。また、新たに就学援助世帯に対し、家庭でのオンライン学習に係る通信費の一部援助を行います。

・小学校教育扶助事業（一部） 209,728千円

・中学校教育扶助事業 224,250千円

4. 児童・生徒の安全と健康を重視した教育にとりくむことについて

(1) 小学校特別教室および体育館へのエアコン設置を早急に行うこと。

(回答) 学校施設課

市立小中学校の体育館へのエアコン設置については、エアコン設置に対する財政措置を引き続き国へ要望を行うとともに、令和元年度に実施した、小中学校体育館及び小学校特別教室へのエアコン設置・既存の老朽化したエアコンの更新に係る今後の整備手法、整備スケジュール、整備に係る概算事業費等の検討結果を踏まえて、財政状況も考慮しながら取り組んでまいります。

・中学校空調整備事業（中学校体育館空調整備事業） 18,470千円

5. 安心・安全の学校給食への対策について

(1) 給食費を値下げすること。多子世帯の減免制度を創設すること。給食費滞納世帯の児童・生徒に対し差別的対応をしないことと共に就学援助制度を紹介すること。消費税および徴収手数料は公費で負担すること。

(回答) 健康教育課

学校給食法及び同法施行令の規定により、食材の購入費は保護者の方に負担していただいておりますが、その他給食の実施にかかる経費については、本市が負担しております。このため給食費の値下げ及び多子世帯における減免制度の創設については考えておりません。

給食費滞納の児童生徒に対しては、今後も差別的対応がないよう指導してまいります。

また、学校において、保護者と面談の際に就学援助制度を案内するなど継続的な取り組みを行ってまいります。

消費税・徴収手数料については、現行どおりとしてまいります。

6. 障害児・者の発達を保障する教育について

(1) 市内の子どもは、市内の特別支援学校に通えるよう、市立の知的障害特別支援学校を建設すること。

(回答) 特別支援教育室

特別支援学校については、設置義務が都道府県にあるため、知的障害特別支援学校の建設については、県に要望を伝えてまいります。

7. 奨学金制度について

(1) 高校・大学における給付型入学準備金・奨学金制度を市独自で創設すること。

(回答) 学事課

給付型奨学金制度の創設については、令和元年度に一定の要件を満たした場合に返還金の一部を免除する返還免除制度を創設し、新制度の対象となる貸付けを開始したところです。引き続き、現行の入学準備金・奨学金貸付制度及び返還免除

制度を維持し、適正な運用に努めてまいります。

・入学準備金・奨学金貸付等事業（一部） 66,392千円

【12】社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展

1. 社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展について

（1）九条俳句不掲載訴訟の高裁判決を公民館行政に活かすこと。

（回答）生涯学習総合センター

判決を真摯に受け止め、公民館職員の研修を通じ、市民の自主的な学習を支援する取組のより一層の強化を図ってまいります。

（2）政令市中最低水準の文化・芸術予算を大幅に増額し、自主的・民主的な文化・芸術団体の積極的育成と振興を図ること。

（回答）文化振興課、国際芸術祭開催準備室

文化芸術都市創造補助金をはじめとして、自主的に文化芸術活動を行っている市内文化団体に補助金を交付するなどし、その活動を支援します。

・文化芸術都市創造事業 70,242千円

【13】ジェンダー平等の実現と個人の尊厳を守る

1. 女性管理職を拡大するため、女性市職員の幹部養成と女性幹部職員登用の比率を国が示している30%に引き上げること。

（回答）人事課、人材育成課

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定された特定事業主行動計画「女性活躍推進プラン」において、管理職及び監督職への女性登用率の目標値を定め、女性の活躍促進に向けた研修等を実施するなど、目標達成に向けて計画的に取り組んでおります。

令和3年度以降は新たに「(仮称)さいたま市職員の子育ておもしろい・女性活躍推進プラン」を策定し、その目標値については、これまでの取組による女性管理職の登用率の推移や組織全体における管理職のポスト数、職員の男女構成比や今後の退職者の見込み、また、国や他自治体の動向等を総合的に勘案し、更なる引き上げも含め検討してまいります。

2. 市職員の育児、介護、看護休業を雇用形態や性別に関わらず保障すること。とりわけ男性職員の取得率を計画的に上げること。

（回答）人事課

職員の仕事の効率化を進め、市民満足度の向上に資するため、今後も職員のワーク・ライフ・バランスを積極的に推進し、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

また、男性職員の育児休業取得率については、令和元年度には、特定事業主行動

計画「子育ておもいやりプラン」及び「女性活躍推進プラン」の目標値である13%を上回る27.3%を達成しておりますが、令和3年度以降は目標値の引き上げを含め検討した上で、新たに「(仮称)さいたま市職員の子育ておもいやり・女性活躍推進プラン」を策定し、子育て支援制度の周知等、目標達成に向けて計画的に取り組んでまいります。

3. あらゆる施策で多様性を尊重し、個人の尊厳を貫くこと。

(1) 学校教育において、性の多様性やジェンダー平等への理解を進めるとりくみを、教員と児童生徒の協同で行うこと。

(回答) 人権教育推進室、人権政策・男女共同参画課

性の多様性やジェンダー平等の理解が深まるよう、引き続き、人権課題の1つとして捉え、各種人権教育研修会等を通じて、各学校の教育課程に位置付けるよう指導していくとともに、専門の講師による講演を支援しながら、教員や児童生徒一人ひとりの理解に努めてまいります。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、学校などを対象に様々な出前講座を実施してまいります。

- ・学校教育に係る人権教育事業 5,612千円
- ・男女共同参画推進センター等管理運営事業(学習・研修事業) 6,594千円の内数

4. DV被害者支援について

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおいてはDV相談について話を聞くだけにとどめず、一時保護、福祉との連携で住まい確保など、救済できるしくみを作ること。

(回答) 人権政策・男女共同参画課

一時保護、福祉との連携で住まい確保など、救済できるしくみを作ることについては、配偶者暴力相談支援センターにおいて、緊急時の安全を確保するための相談及び自立に向けた支援を実施しています。

今後も、庁内、庁外の関係する機関と連携を図りながら、DV被害者の救済に取り組んでまいります。

- ・男女共同参画推進センター等管理運営事業(相談・DV防止事業) 39,448千円の内数

5. 犯罪被害者支援について

(1) 犯罪被害者支援条例の制定にあたり、性暴力犯罪被害者支援について特記すること。幅広い被害者を対象とした上で、経済的支援及び生活支援を盛り込み、被害者に寄り添った実効性のあるものにする。

(回答) 市民生活安全課

犯罪被害者等支援条例(仮称)については、性犯罪被害を含めた幅広い犯罪被害者等を対象とするとともに、経済的負担の軽減や日常生活支援を別途要綱で定め、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かで継ぎ目のない支援を実施して参ります。

・犯罪被害者等支援事業 13,358千円の内数

【14】住民福祉の向上のために

1. 生活保護行政の改善・充実について

(1) 生活保護受給世帯の扶養義務者への再照会や預貯金通帳などの調査などは、人権侵害とならないよう細心の注意を払うこと。また、保護決定まで宿泊できる施設(シェルター)の利用を周知徹底させること。

(回答) 生活福祉課

扶養義務者の扶養については、保護に「優先して行われる」ものであり、「保護の要件」とは異なる位置付けとなっております。そのため、扶養義務者に対する照会の実施にあたっては、扶養の可能性などを受給者から聞き取るなど、扶養義務者の状況を十分に考慮して実施してまいります。預貯金通帳等の調査にあたっては、制度の主旨について説明を行って理解を得るなど、人権侵害にならないよう配慮して適正な実施に努めてまいります。

また、住居を喪失している生活困窮者に対しては、居宅移行支援事業を実施しており、アパート等の住居が確保されるまでの期間において一時宿泊施設の活用により支援しております。今後も、福祉事務所に利用の周知を図り、適切な支援に努めてまいります。

・生活保護執行管理事業(生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援事業)
87,585千円

(2) ケースワーカーの大幅増員をはかり、ケースワーカーに占める社会福祉士の割合を高めること。また、質を高める研修をすすめること。

(回答) 生活福祉課

生活保護のケースワーカー及び査察指導員ともに、国の標準数を満たすため、生活保護受給世帯数の動向等を踏まえ、配置を行っております。

令和2年4月時点で、ケースワーカー186人のうち、32人が社会福祉士となっております。

今後も、生活保護受給者数の動向を踏まえ、国の標準数等を勘案した適正なケースワーカーの配置に努めるとともに、各種研修を実施し、ケースワーカーの資質の向上に努めてまいります。

2. 生活困窮者の支援について

(1) 高齢者、障害者、子育て世帯などの生活困窮世帯に対するエアコン設置支援

制度を創設すること。

(回答) 生活福祉課

本市におけるエアコン設置のための支援制度については、さいたま市社会福祉協議会の緊急生活資金貸付制度及び埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度において、高齢者世帯や低所得世帯への費用の貸し付けを行っており、これらの制度を利用いただいております。

したがって、新たな支援制度の創設については検討しておりません。

3. 高齢者の支援について

(1) 加齢性難聴者への補聴器補助制度を創設すること。

(回答) 高齢福祉課

加齢性難聴者への補聴器補助については、国においては補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能の低下予防の効果を検証する研究を、平成30年度からの3か年計画で、実施しております。

また、令和2年9月には東京都及び各指定都市で構成される「令和2年度21大都市高齢者福祉・高齢者医療主管課長会議」において、厚生労働省に対し、「補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について」要望をいたしました。

本市における補助制度の導入については、国による研究成果等の結果を踏まえ、対応を検討したいと考えております。

4. 介護保険制度の改善について

(1) 介護認定の申請から決定までの期日を短縮できるよう対策を強化すること。

(回答) 介護保険課

介護認定の申請から決定までの期日の短縮については、認定調査票の確認作業等に時間を要していることから、認定調査員に対して調査時の誤りやすい点に関して重点的に研修を行うほか、認定調査業務の一部を認定調査に特化した職員体制をもつ事務受託法人へ委託することなどにより、業務の効率化、迅速化に努めてまいります。

また、介護認定審査会委員の移動に伴う負担を減らし、効率的に審査を行うため、タブレットによるテレビ会議システムを活用した介護認定審査会を拡大してまいります。

- ・ 介護認定審査会事業 162, 326 千円
- ・ 認定調査等費 566, 226 千円

5. 障害児・者の生活と権利の保障について

(1) 特別支援学校を卒業する生徒数に見合う障害者の就労先、施設を市の責任で各区に整備すること。特に長時間通所が困難な重度障害者のために生活介護施設を市の責任で各区に整備すること。

(回答) 障害政策課

障害者施設の整備については、整備費補助金を交付し、引き続き、民間活力の活用を通じて整備促進を図ってまいります。

- ・障害者施設整備事業（障害福祉サービス事業所等整備促進事業）（一部）
162,000千円

6. 安心して産み育てるために

(1) 妊婦検診の全額公費負担を実現すること。

(回答) 地域保健支援課

妊婦健康診査については、健やかに子どもを産み育てるための支援の一環として、14回の費用を一部公費で負担しております。令和3年度は助成金額を増額予定です。検査項目については、国の通知に基づき設定しており、費用については県内統一で実施しております。

- ・母子保健健診事業（一部） 929,614千円

(2) 妊娠期からの切れ目ない妊産婦支援サービスをワンストップの窓口で行うこと。また、デイケアやショートステイで利用できる設備がある「産後母子支援センター」を設置し、その運営について助産師の力を借りること。

(回答) 地域保健支援課

妊娠期からの切れ目ない支援については、妊娠・出産包括支援センターにおいて、助産師や保健師等の専門資格を持つ母子保健相談員が、妊娠期から個々にあったプランを作成し、支援を行っております。また、宿泊型・デイサービス型産後ケアについては、令和2年10月から医療機関等の空床を活用する方法で開始したところであり、より身近な社会資源を活用してまいります。

- ・母子保健健診事業（妊娠・出産包括支援事業） 62,847千円
- ・母子保健健診事業（産後ケア事業） 10,665千円

7. 保育施設の量と質の向上について

(1) 60名定員以上の認可保育所を増設し、希望するすべての子どもが入所できるようにすること。

(回答) のびのび安心子育て課、幼児政策課、保育課

認可保育所等の整備促進については、保育需要の高い地域を中心に積極的に取り組んでおり、令和3年4月1日に3,094人の定員増を行うとともに、令和4年度の開設に向け、定員1,305人分の施設の新設整備に対する助成を行う予定です。今後、新規利用申込者が増えることも予想されますので、引き続き、整備促進に努めてまいります。

また、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・幼稚園・ナーサリールーム・家庭保育室等を活用してまいります。

その他、保育所等の利用に関する相談、保育所等利用保留児童の保護者へのアフターフォロー、個別のニーズに合った保育サービスや保育施設等の情報提供を行う保育コンシェルジュを引き続き各区に配置するとともに、市民が来庁せずに、24時間365日、いつでもオンラインで、保育サービス等の情報を簡単に入手できるAIを活用した自動応答サービスの導入等、あらゆる方策を駆使して待機児童の解消を図ります。

- ・特定教育・保育施設等整備事業（のびのび安心子育て課）（特定教育・保育施設の整備） 2,671,425千円
- ・特定教育・保育施設等整備事業（幼児政策課）（保育コンシェルジュ事業） 32,613千円
- ・認可外保育施設運営事業（認可外保育施設の運営に対する事業） 784,051千円
- ・特定教育・保育施設等運営事業 37,141,212千円

（２） 公立認可保育所について

- ① 保育士定数を増やし、フルタイムで働く臨時の保育士を正規雇用すること。通常の保育には正規の保育士を配置すること。現場の声を聞きながら、保育士を確保するための具体的な対策をすすめること。

（回答） 保育課

公立保育所の保育士については、今後も適正配置と確保に努めてまいります。

（３） 私立認可保育所について

- ① 運営費補助金の抜本的拡充を図ること。児童の定員区分の見直しや0歳児の定員割れ削減をやめ、定員定額の補助金に改善すること。

（回答） 保育課

運営費補助金については、現行の補助制度を維持いたします。

また、定員区分の見直しについては、現行制度で実施いたします。

- ・特定教育・保育施設等運営事業 37,141,212千円の内数

- ② 職員の給与は公立保育所職員の給与基準に準ずること。

（回答） 保育課

私立保育所職員給与に係る補助の見直しについては、市独自の処遇改善事業補助金により、引き続き、職員の処遇改善に努めてまいります。

- ・特定教育・保育施設等運営事業（保育士等処遇改善事業） 904,947千円

- （４） 児童虐待における一時保護体制を強化すること。児童福祉司と児童心理士を増員すること。引き続き、教員、保育士、医師、保健師等との連携を強化すること。

(回答) 南部児童相談所

児童の一時保護について、児童の心のケアの必要性を考慮しながら、一時保護所、里親、ファミリーホーム、乳児院を活用し、引き続き一人ひとりの児童に合わせた、きめ細かな対応を務めてまいります。児童相談所は、平成30年2月に子ども家庭総合センターに移転し、年々増加する児童虐待相談件数に対応できるよう機能の充実を図っております。職員の増員については、平成31年度に児童福祉司15人、心理司を4名増員いたしました。令和2年度につきましても、児童福祉司21人増員いたしました。引き続き国から示されております児童福祉司の配置基準に基づき、児童相談所の体制及び専門性の強化に努めてまいります。

要保護児童対策地域協議会や学校警察連絡協議会等を通じ、児童相談所と教師、保育士、医師、保健師等の情報の共有化などの連携強化を図ってまいります。

・児童相談等特別事業（南部児童相談所） 47, 561千円

8. 子どもの放課後と学童保育政策の充実について

(1) 公立放課後児童クラブの拡充を図ること。

- ① 待機児童が増加している現状を踏まえ、運営基準の適正化をはかるため、公立放課後児童クラブの大規模施設の分離・増設など公立の施設整備を抜本的に拡充すること。

(回答) 青少年育成課

放課後児童クラブの待機児童の解消については、令和3年度も、民間物件を活用した新設・分離による16か所の整備により、受入可能児童数を増員するとともに、新設時の改修費補助を実施してまいります。

運営基準の適正化については、待機児童の解消をまずは優先し、施設整備を積極的に進めてまいります。

- ・放課後児童健全育成事業（民設放課後児童クラブ運営委託事業）
2, 286, 773千円
- ・放課後児童健全育成施設整備事業（民設放課後児童クラブ整備促進事業）
39, 783千円

(2) 民間学童保育への支援を進めること。

- ① 施設確保のために独立施設の建設、学校内施設の確保、公的施設の貸与、民間施設の借り上げ貸与・斡旋などより一層の支援をすること。

(回答) 青少年育成課

余裕教室の積極的活用を含む学校用地内への整備及び公共施設の活用については、令和2年度も、学校の教室を改修した放課後児童クラブ整備を実施いたしました。今後も、学校施設以外の市有地等を含めた公共施設の活用による民設放課後児童クラブの整備について、関係部局と連携を図り、地域における放課後児童クラブの必要性を見極めながら、検討してまいります。

また、待機児童の解消のため、令和3年度も、民間物件を活用した新設・分離による16カ所の整備により、受入可能児童数を増員してまいります。

・放課後児童健全育成施設整備事業（学校施設を活用した放課後児童クラブ整備事業） 82,067千円

・放課後児童健全育成事業（民設放課後児童クラブ運営委託事業）
2,286,773千円

【15】市民のいのちと健康を守る医療制度の充実

1. 市内の医療体制の充実について

（1）市立病院について

① 医師・看護師の確保と定着のため、労働条件の向上につとめること。とりわけ小児科医の増員をはかること。

（回答）病院総務課

市立病院の医師については、関係大学病院に依頼し、確保に努めてまいります。

看護師については、市報・ホームページによる採用選考の広報、看護大学等の就職説明会への参加など、積極的に募集活動を行うほか、院内保育室を運営するなど、確保と定着対策を行ってまいります。

・看護師確保対策事業 1,650千円
・院内託児事業 70,986千円

② 医師・看護師および職員の定員増をはかり、充足率の向上を図ること。

（回答）病院総務課

充実した医療を提供するため、業務量に応じた職員定数とするとともに、積極的な採用活動を行うことにより、充足率の向上に努めてまいります。

（2）市内に、分娩のできる産科医療施設の確保を急ぐこと。

（回答）地域医療課

分娩のできる産科医療施設の確保については、引き続き、分娩を取扱う産科医等の処遇の改善を図るため、分娩手当を支給する施設に補助金を交付してまいります。

・地域医療推進事業（産科医等確保支援事業） 19,852千円

2. 予防医療対策と保健所・保健センターの充実について

（1）保健所を市内にもう1ヶ所増設すること。

（回答）健康増進課

保健所の持つ専門的、技術的機能は人材・設備の集約により適切に発揮できることから1か所とし、市民に密着したサービスは各行政区に設置した保健センターで提供することとしており、保健所を増設することは考えておりません。

3. 国民健康保険制度の充実について

(1) 国民健康保険税を一人1万円以上引き下げることで、子どもの均等割りを廃止すること。

(回答) 国民健康保険課

国民健康保険の取巻く状況は依然厳しいものがあります。国民健康保険税は国民健康保険事業費納付金等の財源を確保し、国保の健全な運営を維持するため必要なものです。前年所得に応じ適正な御負担をいただいていると考えており、一般会計から多額の繰入を行い、不足を補っている状況でもありますので、一般会計から繰り入れを行っての国民健康保険税の引き下げは考えておりません。

多子世帯に対する均等割の減免については、保険制度の在り方を検討する中で、税と社会保障の一体改革として本来、国で議論されるべきものと考えております。このため、令和2年10月の二市長会共同提言にて、国の財政負担による制度創設を要望しています。

・賦課徴収事業 291,499千円

(2) 県単位化で国保税が値上げにならないよう、法定外繰り入れを継続すること。

(回答) 国民健康保険課

医療費の適正化や健診等の保健事業、事務の効率化などに取り組み、国民健康保険財政の健全化を図るとともに、国保税の急激な負担増とならないよう、基金を活用しながら計画的に一般会計法定外繰入の段階的な削減・解消を行う予定です。

・その他一般会計繰入金 1,715,249千円

・基金繰入金 47,551千円

【16】動物愛護について

1. 動物福祉的な殺処分ゼロを実現すること。動物愛護ふれあいセンターをシェルター化すること。

(回答) 動物愛護ふれあいセンター

殺処分ゼロを目指すことについては、人への危害防止、動物の苦痛解放など、やむを得ない安楽死処分を行うことがあります。

こうした安楽死という措置については、治癒の見込みがない動物の苦しみを長引かせないため、あるいは市民や職員の安全を確保するためにやむを得ない措置として必要と考えており、ここ数年はこうした理由による処分以外は行っていない状況です。

本市としては、健康状態等に問題がない動物については、譲渡を推進するとともに、引き続き保護収容動物の返還及び飼い主への適正飼養の啓発を行ってまいり

ます。

- ・動物愛護指導事業（動物愛護ふれあいセンター）（動物愛護推進事業）
20,030千円の内数

【17】 緑と自然環境を守り、安心・安全なさいたま市へ

1. 自然エネルギーの普及について

- （1）公共交通の利用促進を進めること。各事業所での二酸化炭素排出量削減を義務づけること。

（回答）環境創造政策課、環境対策課

公共交通の利用促進については、バスや鉄道利用に関する情報提供をイベント等で実施するなどの施策を引き続き推進してまいります。

併せて、公共交通機関等を賢く使う方向へ転換するための施策であるモビリティマネジメントを推進するため、区役所等で市内に転入届を提出された方に公共交通利用促進につながるツールを配布しております。

また、事業所への義務付けについては、引き続き、エネルギー使用量が一定以上の大規模事業所等に対して、環境負荷低減計画の提出を義務付けるとともに、提出義務のない中・小規模事業所等に対しても活用を図ることで、自主的な温室効果ガス削減の取組を促進してまいります。

- ・環境保全政策推進事業（転入者モビリティマネジメントツール作成業務）
999千円
- ・地球温暖化対策事業（環境負荷低減計画制度） 4,008千円

2. 公共下水道について

- （1）下水道企業会計に対する一般会計からの出資金および補助金を復活させ、行政の責任で整備を促進し、下水道料金を引き下げること。

（回答）下水道財務課

下水道事業は地方公営企業法に基づき独立採算が原則とされており、経費回収率100%を目指した本市の下水道使用料水準は適正であると考えております。したがって、一般会計からの基準外繰入による下水道使用料の引下げについては考えておりません。

3. 水害・治水対策について

- （1）都市型水害対策の計画作成や内水ハザードマップの周知、学校や公園・道路など公共施設・住宅を利用した遊水池・地下貯水槽の増設、排水路整備、河川改修を促進すること。河川の両岸の土手の雑草は、定期的に草刈りをする。

（回答）河川課、下水道計画課

河道改修、雨水管及び雨水貯留施設の整備については、浸水対策の一環として引

き続き進めてまいります。降雨時の自助・共助を促進するための内水ハザードマップを公表し周知してまいります。また、河川の草刈については、草の繁茂状況を考慮し、適切な河川の維持管理を行ってまいります。

- ・河川維持管理事業 682,926千円の内数
- ・河川改修事業 1,635,716千円の内数
- ・下水道浸水対策事業 3,427,097千円の内数

(2) ゲリラ豪雨等による「道路冠水」被害を把握し、適切な対応を行うこと。

(回答) 河川課、下水道計画課

ゲリラ豪雨などの大雨による被害の把握については、関係部局と連携して浸水状況の収集を行い、水位情報システムを活用し、大雨時の早期対応に努めてまいります。

- ・河川維持管理事業 682,926千円の内数
- ・下水道浸水対策事業 3,427,097千円の内数

4. 災害に強いまちづくりについて

(1) 第一次避難所としての指定福祉避難所を作ること。

(回答) 防災課、福祉総務課

令和2年4月1日現在、災害対策基本法に基づく指定避難所である福祉避難所として、市有施設5箇所を指定しており、協定に基づき民間の社会福祉施設92施設を福祉避難所としております。

発災時には、施設の被災状況、平時からの施設利用者及び職員配備状況など、受入可否について確認する必要があることから、現在、市では発災から概ね3日程度経過後に、福祉避難所において受け入れる計画としております。

(2) 災害弱者に対する避難誘導の対策を強化すること。

(回答) 防災課、障害支援課、介護保険課

災害弱者に対する避難誘導の対策については、避難行動要支援者名簿を自治会、自主防災組織、民生・児童委員などの避難支援等関係者に提供し、避難にかかる連携を図っております。

また、水防法等の改正により避難確保計画が義務付けられた事業所に、計画の作成と提出を求めており、併せて訓練の実施も指導しております。

また、ホームページにおいて要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成・避難訓練の実施に当たり必要な情報提供を行っております。

5. 総合的な交通網整備と交通対策について

(1) コミュニティバス等導入ガイドラインを見直すこと。

① 行政の責任で運行を図るようにすること。

(回答) 交通政策課

コミュニティバス等の地域公共交通については、持続可能な運営を目指し、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に従って、地域特性に応じ、地域住民が主体となって検討することとしております。

地域から発意があった場合には、市は地域の声を丁寧に伺いながら、技術的な支援を行ってまいります。

・バス対策事業（コミュニティバス等の導入及び改善支援） 18,216千円の
内数

6. 安心・安全の住宅政策について

(1) 市民の要求にこたえる安心・安全の住宅政策を実施すること。

① 憲法25条の生存権に基づく「住まいは福祉」とする見地から、高齢者、障害者、非正規雇用など低所得の青年労働者、母子・父子家庭等に対応した公営住宅を増設すること。

(回答) 住宅政策課

市営住宅について増設は考えておりませんが、その建替えに際して、高齢者、障害者にやさしいバリアフリー化を図ってまいります。